

虐待防止・対応マニュアル

Vision パレットはなまる

1. 虐待とは

子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

児童虐待の定義(児童虐待防止法より引用)

虐待の種類	定義された虐待行為
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
ネグレクト	子どもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やけがの治療を受けさせない、乳児が泣いていても無視するなどの行為のこと。
心理的虐待	児童に対し、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとって、著しく兄弟間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つけること。
性的虐待	児童にわいせつな行為すること、またはさせること。

2. 虐待における施設としての役割

児童虐待防止法第5条には、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

①虐待の発生予防

- ・職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる。
- ・専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う。
- ・風通しの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める。
- ・子ども一人ひとりの立場に立って考え行動する。

②虐待の早期発見

- ・心身ともに、子どもの様子・変化を見逃さないようにする。

- ・家庭との連携を行う。
- ・ヒヤリハットを活用した事例検討会を定期的に行う。

③虐待が発生している家庭への援助

- ・施設責任者を含む職員一同チームで対応する。
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる。
- ・気持ちや思いを十分に受け止め、愛されているという実感を持てるように関わる。
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ・子どもの安全を最優先に考え、関わりや見守りの中でかすかな変化に気が付き、速やかに関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ・子育ての不安や悩みには、共に考え気づきを援助する。
- ・関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく。

3. 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列に記録する。

◎子どもの様子

身体面	・不自然な傷(あざ・やけど)がよく見られる ・治療していない傷がある ・身長や体重の発達が著しくよくない ・身体が非常に汚れている
表情	・人の顔色をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる ・怯えた泣きかたをする ・保護者と離れると安心した表情になる
行動	・おやつや昼食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる ・警戒心が強い ・小動物をいじめる ・年齢不相応な性的な言動がみられる

他者との関わり	・保護者が迎えに来てても喜ばず、帰りがたらないことが多い ・保護者の前では従順になる ・職員を試したり、独占したがる、異常に甘える ・職員や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である ・職員や子どもとの身体接触を異常に怖がる
生活の様子	・衣服がいつも不潔である ・理由なく長期間欠席している

◎保護者の様子

子どもとの関わり	・態度や言葉が拒否的である ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている ・子どもに対して冷淡・または無関心である ・子どもに能力以上のことを要求する ・食事を与えない ・子どものケガなどに対する説明や欠席の説明が不自然である
生活の様子	・地域に交流がなく孤立している ・夫婦間の暴力が認められる ・経済的に不安定である ・生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	・表情が硬い ・ひどく疲れている ・精神状態が不安定である ・連絡が取りづらい

4. 関係機関との連携のながれ

- ①虐待に気づいた人には、市町村へ通報の義務がある。施設としての早期の対応や支援が、虐待されている児童だけでなく、虐待している職員や保護者が抱える問題の解決に繋がるため、虐待の疑いがある時点で関係機関へ通報する。
- ②関係機関に電話連絡し、対応について協議する。(虐待でないと確認できるまでは虐待事案として対応する)
- ③情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体でチームとなって対応していく。

5. 関係機関連絡先一覧

機関名	所在地・電話番号
県庁 子ども福祉課	鹿児島市鴨池新町 10-1 電話番号：099-286-2771
県庁 障害福祉課	鹿児島市鴨池新町 10-1 電話番号：099-286-2749
鹿児島県中央児童相談所	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘 6 丁目 12 番 電話番号：099-264-3003
保健福祉部子どもみらい課子ども福祉係 (始良市)	鹿児島県始良市宮島町 25 番地 電話番号：0995-66-3111
始良市子ども相談支援センター 「あいぴあ」	鹿児島県始良市宮島町 25 番地 電話番号：0995-66-3120
霧島市 児童福祉課	霧島市国分中央 3-45-10 電話番号：995-45-5111
児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (いちはやく) ※発信された電話の局番などから地域を特定し管轄する児童相談所につながります ※令和元年 12 月 3 日より通話料が無料化されました